

ホルムアルデヒド移染調査キット マニュアル (ホルマリン移染調査キット)

ホルムアルデヒドは常温では気体であり、空気中に発散しやすく、また、水に極めてよく溶ける性質があります。つまり、ホルムアルデヒドを発生するものから空気を媒体にして、水分率の高い繊維に付着、吸収します。これは一般に、ホルマリン移染と呼ばれる現象です。(ホルマリンとはホルムアルデヒドを水に溶かした溶液のことです。)

厚生省令により遊離ホルムアルデヒド規制が行われている今日、このホルムアルデヒド(ホルマリン)移染に関する問題は、製品管理上重要な課題になっています。そのため、工場内のホルムアルデヒド量の管理は重要になります。

本品は調査場所のホルムアルデヒド移染量が厚生省令の規制内であるかを測定するための調査キットです。

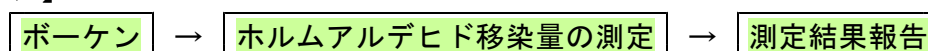
1. 調査方法の概要

- ①所定の試験布(綿・毛)を調査場所に吊します。
- ②一定の期間試験布(綿・毛)を吊し、空気中のホルムアルデヒドが移染した試験布(綿・毛)をボーケンに送付します。
- ③ボーケンで厚生省令第34号の遊離ホルムアルデヒド試験方法によりホルムアルデヒド量を測定します。
- ④ボーケンから結果を送付します。吊り下げ期間の経過と試験布へのホルムアルデヒド移染量の関係から、調査場所の環境がわかります。

【工場】



【ボーケン】



2. 試験布

(1) 種類

染色堅牢度試験用添付白布（JIS L 0803）に規定されている次の2種類とします。

- ① 綿織物（かなきん3号：白）
- ② 毛織物（モスリン：薄黄色）

(2) 試験布の手配

ボーケンではホルムアルデヒドが含有していないことを確認した試験布をチャック付アルミ袋に入れて頒布します。

3測定用セット または 6測定用セット（写真は6測定用セット）



3. 試験布の吊り下げ

2種類の試験布（綿・毛）をそれぞれ次の要領で調査場所に一定期間吊り下げてください。

(1) 吊り下げ方法

- ① 調査場所は、窓、出入口付近を避け、できる限り中央付近に吊り下げます。
- ② 高さは床上1～2m程度とします。
- ③ 試験布をチャック付アルミ袋から出し、裸にした状態でクリップで留め、クリップを適当な方法で垂直に吊り下げます。

(2) 吊り下げ期間

- ① 吊り下げ期間と調査回数をご依頼時に決定してください。
- ② 通常、次の期間を経過した試験布を採取し調査すると、調査場所の環境の適否が判断できます。

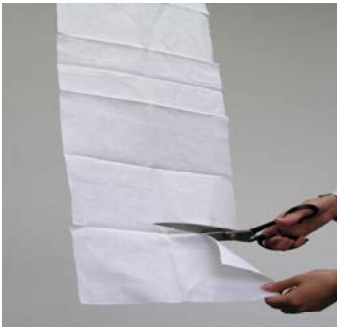
（例）3日間、1週間、2週間、3週間、4週間、5週間（合計6回）



4. 試験片の採取

一定期間吊り下げた試験布を切れ目に沿ってハサミで切断し、試験片を採取します。試験片の種類別にチャック付アルミ袋に入れ、密封して速やかにホルマリン移染量の測定をご依頼ください。

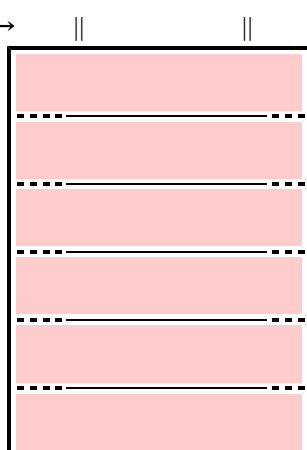
※時間が経過した場合は、正確な移染量の測定ができませんのでご注意ください。



◆試験片の切断の仕方（6測定用の場合）試験布（綿・毛）の種類に関係なく下図の採取方法です。

洗濯ばさみやクリップ等で

固定し吊るす →



試験布

残りは6回目試験片

切れ目 →

← 5回目試験片採取（切れ目に沿って平行に切断）

切れ目 →

← 4回目試験片採取（ 同上 ）

切れ目 →

← 3回目試験片採取（ 同上 ）

切れ目 →

← 2回目試験片採取（ 同上 ）

切れ目 →

← 1回目試験片採取（ 同上 ）

5. ホルムアルデヒド移染量測定ご依頼時の記録表への記載

次の内容を必ず記録表に記入し、チャック付アルミ袋に記録表を貼り付けた上で、ホルマリン移染量の測定をご依頼ください。

- ◆記載事項 (1) 会社・工場名 担当者
- (2) 住所 電話番号
- (3) 調査場所（具体的に〇〇工場、△△室）
- (4) 調査の種類（ベビー用・一般用のいずれかに○印）
- (5) 試験片の種類（綿・毛のいずれかに○印）
- (6) 吊り下げ期間 採取月日（例. 3日間 ○月×日）

なお、この件についてのお問い合わせ、ご相談は最寄りのボーケン各事業所までご連絡ください。